
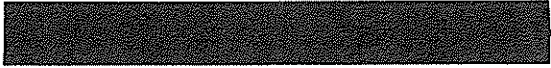


平成29年10月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 田辺 安希   
平成29年(ネ)第2554号損害賠償請求控訴事件(原審・静岡地方裁判所浜松  
支部平成26年(ワ)第403号)

口頭弁論終結日 平成29年8月23日

判 決

  
控訴人兼被控訴人

訴訟代理人弁護士

訴訟復代理人弁護士

東京都中央区日本橋1丁目9番1号

被控訴人兼控訴人

代表者代表執行役

浜松市中区田町330-5 遠鉄田町ビル

被控訴人兼控訴人

同 所

被控訴人兼控訴人

上記3名訴訟代理人弁護士

訴訟復代理人弁護士

主 文

1 一審被告らの控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

2(1) 一審被告らは、一審原告に対し、連帯して、4343万8669円及び  
これに対する平成23年10月12日から支払済みまで年5分の割合に



(以下「一審原告」という。)

正 木 健 司

小 林 唯 希

野村証券株式会社

(以下「一審被告会社」という。)

森 田 敏 夫

野村証券株式会社浜松支店内

後 藤 

(以下「一審被告後藤」という。)

伊 喜 

(以下「一審被告伊喜」という。)

川 村 和 夫

貫 名 千 絵

よる金員を支払え。

- (2) 一審原告のその余の請求を棄却する。
- 3 一審原告の控訴を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを10分し、その7を一審原告の負担とし、その余を一審被告らの負担とする。
- 5 本判決は、第2項(1)に限り、仮に執行することができる。

#### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 控訴の趣旨

##### 1 一審原告

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 一審被告らは、一審原告に対し、連帯して、1億4813万4312円及びこれに対する平成23年10月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

##### 2 一審被告ら

- (1) 原判決中一審被告ら敗訴部分を取り消す。
- (2) 一審原告の請求を棄却する。

#### 第2 事案の概要

- 1 本件は、歯科医師として歯科医院を開業している一審原告が、平成21年5月21日から平成23年10月11日までの間、一審被告会社において行った信用取引（以下「本件信用取引」という。）は、適合性原則違反、実質一任売買又は過当取引に当たる違法なものであったと主張して、一審被告らに対し、一審被告会社の従業員である一審被告後藤及び一審被告伊喜（以下、両名を併せて「一審被告担当者」という。）については民法709条及び719条に基づき、一審被告会社については民法715条に基づき、連帯して、1億4813万4312円（本件信用取引による実損1億3466万7557円と弁護士費用1346万6755円の合計）及びこれに対する最終取引日の翌日である平

成23年10月12日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 原審は、本件信用取引による一審原告の損害額を1億3162万8898円と認める一方、本件信用取引による損害の発生及び拡大には、一審原告にも相応の過失があるといわざるを得ないとして6割の過失相殺を行い、その結果得られた金額（1億3162万8898円×（1－0.6）＝5265万1559円、小数点以下切捨て）に弁護士費用相当額として520万円を加えた5785万1559円及びこれに対する平成23年10月12日（本件信用取引が終了した日の翌日）から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を一審被告らに命じ、一審原告のその余の請求を棄却したことから、双方が控訴した。

3 前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、後記4に当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

#### 4 当審における当事者の主張

##### (1) 一審原告

##### (過失相殺について)

証券取引の専門家たる一審被告らに対する一審原告の多大な信頼を裏切り、手数料稼ぎに向けられた過大な危険性を有する大量かつ頻回な本件信用取引を勧誘し続けた一審被告らの違法性は重大であること、一審原告の落ち度（不注意）と比較して一審被告らの行為の違法性が著しく大きいこと、損失状態下において異常な心理状態に陥り、冷静な判断ができなくなっている一審原告に対し、一審被告担当者は、しきりに「損失を取り戻す」などと申し向けて更なる取引を勧誘し続けたものであり、そのような状況下において、一審原告に自発的に取引終了を申し出ることを期待することは極めて困難であること、控訴人の落ち度（不注意）は、一審被告らの重大な違法行為により誘

発され、便乗ないし利用されたものにほかならないこと等の事情に鑑みれば、本件で過失相殺を行うべきではない。

(2) 一審被告ら

(過当取引について)

原判決は、一審原告の強烈な取引提案の要求があつて各取引がされたこと、一審被告担当者は、一審原告に対し、チャートを見せて銘柄の提案理由を説明しており、取引する銘柄は一審原告が自ら選んでいたこと等の取引の実情を看過し、全体を通じて一審被告担当者が主導したものと認定しており、不当である。また、原判決は、信用取引の目的や取引の性質についての検討もなく、単に取引銘柄数、取引回数、保有期間、年次回転率、取引金額、差引損失、損失に対する手数料の割合等の数字を羅列することによって、一審原告にとって社会的相当性を著しく逸脱した過当な取引に当たる旨認定しているが、このような認定は誤っている。

(過失相殺について)

仮に、一審被告担当者に何らかの責任があつたとしても、本件信用取引はすべて一審原告の意思によってされたものであり、損失が拡大していく過程において一審被告担当者が取引を提案したのも、一審原告が強烈に取引の提案を要求したことに起因すること、生じた損失は全て株式相場の変動による損失であること、原判決のいう「損失の公平な分担の見地」等からすれば、一審被告担当者の責任割合は、1割に満たないと評価されるのが相当である。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、一審原告の請求は、4343万8669円及びこれに対する平成23年10月12日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を命ずる限度で理由があるものと判断する。その理由は、後記のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」1ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決26頁21行目「なり、」から同22行目末尾までを削除する。
- (2) 同26頁25行目「平成22年2月」から同頁26行目「アセットレビュー」までを「このころ、預かり資産の一覧表」と改める。
- (3) 同27頁2行目「(甲)から同行目末尾までを「(甲37の1・2, 106, 乙78, 一審被告後藤〔原審〕)」と改める。
- (4) 同27頁5行目「甲37、」の次に「乙78, 一審原告本人〔原審〕、」を加える。
- (5) 同27頁5行目末尾の次に、行を改めたうえ、以下のとおり加える。

「なお、このころ、一審被告後藤は、その日の取引について電話で報告するに当たり、一審原告に対し、約380万円のプラスが出た旨話したのみで、新たな買付けや信用買いについては、『新しく今日買ったのがある』としか説明しなかったが(平成21年10月21日)(甲79音声4, 乙71), その際、一審原告が、一審被告後藤に対し、新たに買い付けた銘柄や約定金額等について詳しい説明を求めた様子はない。」

- (6) 同27頁6行目「相場が回復し、」を次のとおり改める。

「平成22年2月には、本件信用取引の実現損失額が累計2200万円を超える状態となり、同月22日、一審被告後藤は、過去の時価評価額の推移が確認できるアセットレビューを持参して一審原告に説明したが、一審原告は、取引を継続した(乙24)。

その後、相場は回復し、同年3月14日、一審原告は、一審被告後藤から、一時期1500万円を超えていた損金が500万円をもうじき切るような状況である旨伝えられた(甲15, 80音声11, 乙77)。なお、」

- (7) 同27頁8行目「原告は」から同8行目「漫然と」までを「一審原告は、そのことを明確に把握しないまま」と改める。
- (8) 同27頁15行目末尾の次に、行を改めたうえ、以下のとおり加える。

「このころ、一審被告後藤は、一審原告に取引状況等を電話で説明する

に当たり、その日に行った信用取引について言及しないことがあった。すなわち、同年3月17日には、一審原告から、ほかの動きはどうなっているのかと問われたにもかかわらず、同日のトヨタ自動車の新規買付け（約定金額5370万円）について言及しなかった。また、同年5月6日には、内訳は休み明けにきちんと説明したいとして、同日の小松製作所の新規買付け（約定金額合計5055万5400円）について触れず、同月12日も、一審原告から、ほかはどうなっているのかと問われたにもかかわらず、同日の第一生命保険の新規買付け（約定金額合計5002万9000円）について言及することはなかった（甲80音声10・13・16、乙71）。」

- (9) 同27頁21行目「このような」から同22行目末尾までを以下のとおり改める。

「従前どおり、一審被告後藤の提案に沿った取引を承諾し続けた（甲80音声12、106、一審原告本人〔原審〕）。」

- (10) 同28頁21行目「甲15、」の次に「甲80音声9、」を加える。  
(11) 同28頁21行目末尾の次に、行を改めたうえ、以下のとおり加える。

「なお、一審原告の一審被告会社における取引で、約定金額が1億円にも上るものはそれまでに例がなかったが、一審被告後藤は、一審原告に対し、取引前日（同月10日）に、電話で、日経平均にまだ少し勢いがあるので、マネーに戻さずにできれば1万円くらいまで引っ張りたい等と話したのみで、買付予定額を伝えることもしなかった。一審被告後藤が、一審原告に対し、この時期に信用取引の上限まで取引をする必要性やその危険性等について説明したことを認めるに足りる証拠はない。」

- (12) 同29頁9行目「求めたが」の次に「（正確な時期は不明ではあるが、一審原告は、一審被告後藤に対し、一審原告を受取人とする生命保険に入れ、死んで償え等と迫ることもあった〔甲37の1・2〕。）」を加える。  
(13) 同29頁19行目「一旦決済した（乙34）」を「同月から平成23年1月

にかけて一旦決済した（乙33，34」と改める。

(14) 同29頁19行目末尾の次に、行を改めたうえ、以下のとおり加える。

「上記決済により、平成22年12月の信用取引だけで、譲渡損益が993万1892円のマイナスとなり、手数料等は312万5192円に上った（乙33）。」

(15) 同30頁15行目「その合理性を」から同17行目「あった」までを「一審被告後藤が担当していたときと同様に、一審被告伊喜の提案に沿った取引を承諾し続けた」と改める。

(16) 同31頁11行目「ないか」の次に「，信用（取引）は生きている心地がしない，時価が半分に下がっている株等を現物で購入する方が単純計算で倍になりやすい等」を加える。

(17) 同31頁24行目「了解を得た」を「了解を得，その後，同月20日には，新たに三菱UFJフィナンシャルグループ13万株（約定金額4927万円）を信用取引で買い付けた」と改める。

(18) 同31頁25行目「乙24，」の次に「71，」を加える。

(19) 同31頁26行目「至らず，」を「至らないまま，取引は継続した。同年7月27日，一審被告伊喜が，銘柄及び買付金額を具体的に指定した提案を行ったところ，一審原告は，1銘柄について購入を渋ったが，結局は，『おまえがいいと思ったら，それ買えよ，それじゃ。』とこれに応じ，一審被告伊喜が提案したとおりの取引を行った。」と改める。

(20) 同35頁15行目「逐一」を「ほぼすべてにわたり」と改める。

(21) 同35頁23行目「超え，」から同25行目「日」までを「超えたことを受けて，そのころ」と改める。

(22) 同37頁7行目冒頭に「，一審被告担当者から診療時間中に取引意思確認の電話が入ることも多かったこと」を加える。

(23) 同37頁9行目「信用取引の」から同10行目「誤解した状態で，」まで

を削除する。

(24) 同37頁16行目「取引期限や」から同17行目「理解しておらず」までを削除する。

(25) 同37頁21行目「認識しながら、」の次に「その日の取引内容について十分に説明しなかったり、信用取引の具体的な銘柄や金額を一審原告に指定するなど、」を加える。

(26) 同38頁10行目「原告も」から同11行目「漫然と」までを「一審原告も、そのことを明確に把握しないまま」と改める。

(27) 同38頁16行目「被告後藤の」から同行目末尾までを削除する。

(28) 同39頁3行目から4行目「決済させる」から同6行目「であるが、」までを以下のとおり改める。

「決済させるものであるが、決済日を目前に控えた株について損失を確定するだけではなく、利益を含んだ株まで早々に決済してしまうことは、一審被告後藤の提案によるものであり、一審原告が積極的にこれを望んだものとは認められないところ、」

(29) 同39頁10行目「提案し、」を「提案しているが、このように一際高額な取引を行うにあたり、予定する取引額、取引を行う必要性、それに伴う危険性等について一審被告後藤から一審原告に対し説明がされた事実は認められないうえ、」と改める。

(30) 同39頁15行目「原告はこれに従い、」の次に「そのため、同月の信用取引だけで、損失は約1000万円に上る一方で、手数料等については312万円余を負担することとなったが、上記決済について、新たにやり直すという以上の説明はされていないうえ、」を加える。

(31) 同40頁12行目「原告は、」の次に「信用取引で一審被告伊喜が指定したとおりの銘柄及び金額での買付けを了承するなど（同月27日）（甲81音声29、乙71）、」を加える。



(32) 同40頁15行目「最終の決済取引を除き、すべて、」を「そのほとんどが」と改める。

(33) 同40頁18行目「原告が」の次に「十分に」を加える。

(34) 同40頁19行目「ということもできず、」を「ともいい難い。結局、」と改める。

(35) 同41頁6行目末尾の次に、行を改めたうえ、以下のとおり加える。

「なお、一審被告らは、当審において、各取引は一審原告の強烈な取引提案の要求によるものであり、他方で、取引する銘柄については、一審被告担当が一審原告に対し提案理由を説明し、一審原告が自ら選んでいたものであって、本件信用取引は、一審被告担当が主導したものではないと主張するとともに、原判決は、信用取引の目的や取引の性質についての検討もなく、単に取引銘柄数、取引回数、保有期間、年次回転率、取引金額、差引損失、損失に対する手数料の割合等の数字によって、一審原告にとって社会的相当性を著しく逸脱した過大な取引に当たる旨認定しており、不当である旨主張する。

しかし、ときに一審原告の要求が強烈なものとなる場合もあったことは否定できないが、その実態は、証券取引の専門家である一審被告担当に対して損失の回復のための提案を一方的に期待するものに過ぎないのであって、前記認定事実によれば、個々の取引について承諾はするものの、一審原告は、飽くまで一審被告担当の提案頼みの受け身の姿勢であり、本件信用取引については、全体を通じて、一審被告担当が主導したことを否定することはできない。そして、本件信用取引の目的、態様、取引回数、手数料額等の取引の状況を踏まえれば、一審被告担当が主導した本件信用取引は、社会的相当性を逸脱した違法なものというべきであるから、一審被告らの主張は採用することができない。」

(36) 同41頁18行目「、取引」から同19行目「欠いたまま」までを削除す

る。

(37) 同4 1頁2 2行目「していた。」を以下のとおり改める。

「していながら、損失が拡大すると、不安定な心理状態にあったとは推認されるものの、自らの不勉強を棚に上げて一審被告担当者を強く非難し、一審原告を受取人とする生命保険をかけて死ね等という不適切な発言をして損害回復を強く迫ったり、早急に損害が回復できるような取引の提案を強く求めたりした。

このような事情に照らせば、一審原告は、投資者として当然行うべきリスク管理を行わなかった点において落ち度があるといわざるを得ず、また、一審被告担当者に強く損害回復を迫ることでハイリスク・ハイリターンの取引を誘発し、自ら損害の拡大を招いた面があることも否めない。

加えて、一審原告は、一審被告会社との取引を開始した直後こそ数百万円規模での取引であったものの、1年もしない間に（本件信用取引を開始する前に）、預託金を1億8900万円余まで増加させており、少なくとも、本件信用取引を開始した時点では、積極的な投資意向を有していたことが認められる。」

(38) 同4 1頁2 3行目「遅くとも平成22年2月」を「平成21年9月ころ」と改める。

(39) 同4 2頁1行目「その後も、漫然と」を「損失が縮小したこと等から、その後も」と改める。

(40) 同4 2頁6行目「、その内容を」から同7行目「承諾した。」までを「承諾し続けた」と改める。

(41) 同4 2頁1 5行目「6割」を「7割」と改める。

(42) 同4 2頁1 6行目冒頭から同1 7行目末尾までを、「したがって、過失相殺後の損害額は、3948万8669円（1億3162万8898円×（1－0.7））、小数点以下切捨て）となる。」と改める。

(43) 同42頁20行目から21行目「520万円」を「395万円」と改める。

(44) 同42頁23行目「5785万1559円」を「4343万8669円」と改める。

2 以上によれば、一審原告の請求は、主文掲記の限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却されるべきところ、これと異なり、一審被告らに対し、5785万1559円及び遅延損害金の連帯支払を命じた原判決は、一部不当であるから、一審被告らの控訴に基づき、原判決を主文第2項(1)のとおり変更したうえでその余の請求を棄却し、一審原告の控訴は理由がないから棄却することとする。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官

小川秀樹

裁判官

篠原絵理

裁判官

菅井卓矢

これは正本である。

平成29年10月25日

東京高等裁判所第5民事部

裁判所書記官 田 辺 安 希 子

